	チャファリナス諸島 バレアレス諸島 メリリア スロバキア スロベニア セルビア タジキスタン チェコ デンマーク ドイツ トルクメニスタン ノルウェー バチカン ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。）
第三地帯	［略］
	マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア

備考　表中の［　］記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

	チャファリナス諸島 バレアレス諸島 メリリア スロバキア スロベニア セルビア タジキスタン チェコ デンマーク ドイツ トルクメニスタン ノルウェー バチカン ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。） マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
第三地帯	［同上］
	マルタ モナコ モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月一日　　会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局特別検査課の事務分掌事項欄中「国の会計経理に関する事項として」を削り、同局上席調査官（特別検査担当）の事務分掌事項欄中「国以外のものの会計経理に関する事項として」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。